

養殖漁村の成立とその地理学的背景

大 島 襄 二一

【要約】日本の漁村の中に養殖漁村とも呼ぶべきものが現われはじめるのは徳川中期からと考えてよい。養殖漁村の形成の歴史は水産養殖業そのものの発展史から比べると時間的に常に一齣ずつおくれるのは、この分野の独自性によると考えてよい。本論ではまず前提としての水産養殖業発展史に触れたあとで、成立の古い養殖漁村の例として広島湾のカキ養殖地帯を史的に分析する。他方、近代産業の中で水産養殖業の占める位置は、ただ単に漁業の一分野というにとどまらず、他の第一次・第二次産業との競合において評価されねばならない。養殖漁村そのもの変貌の過程を、第二次漁業センサス（一九五四年）と第三次漁業センサス（一九六三年）の約一〇年の間隔をもって比較し、三陸地方や三重県を例としながら、その專業化・企業化の趨勢を統計処理によって分析したい。

史林 四九卷六号 一九六六年十一月

わが国の水産業の中で、養殖部門の占める位置が漸増しつつあることは、いまさらいうまでもない。水産業を大別して、漁撈・水産養殖・水産加工の三部門に分けるのは、もっとも妥当な分類である。そして通常、漁業という語は漁撈漁業の部門をさすと言ってよいほどの使われ方をするのに対し、養殖・加工の部門は、比較的に發生の新しいものである。この三部門に応じて漁村を分ける場合も、そのほとんど全てが漁撈漁村（この場合も、漁撈の二字を省略

してよい。これが更に遠洋漁村・沿岸漁村とか、釣延繩漁村・定置網漁村とかに分けられる）であって、養殖漁村・製造漁村という呼称のものは、むしろ極めて特殊のものである。いま養殖漁村の沿革を説くに当って、養殖漁業そのものの歴史を繙くことは当然必要なことであろう。ここで注意しておきたいことは、養殖という技術の發生が、ただ単に漁法の変化、技術の進歩という形で、漁獲物の多獲への一助として考えられたのではなく、本来は「あるものを獲得

する」という漁業の奪取経済的な考え方から、資源の保護・繁殖や、漁獲物の質的向上、さらに収獲の恒常化と生産の計画化などの、企業的経済への脱皮という、いわば漁業発展史における革命的変化を齎らすのであって、漁村という面から見ても、第一次産業の中の養殖漁業としてだけでは解釈し尽されないもの、場合によっては、工業の一部と同じような労働力、資本の動き方や、農業と極めて類似した生産管理と労働力季節配分などが加味されて、いわゆる「とる漁業からつくる漁業へ」という表現の示すような意識の上での根本的変革が具現されるのである。そのこととは、漁業者（漁撈漁業の）の一部が養殖漁業へ転身するだけではなくて、農業者や商工業者からの転身を大幅に加えて養殖漁業者が成立する、ということであり、従来の漁業とか漁村という語の持つニュアンスに対しては、かなり異質な性格をも包括しなければならない、ということをお言としておきたい。

一 養殖漁業の沿革

養殖漁業の発展については、羽原又吉^②は、(一)上代から中

世の觀賞用淡水魚蕃殖の時代、(二)近世の諸大名の殖産興業時代、(三)近代における集約的生産の時代、と分けているが、筆者はこれを

第一期 江戸時代以前に発足のもの

第二期 明治・大正から昭和初期までのもの

第三期 戦後、ことに昭和三〇年代からのもの

と分けて、上代から近世までを一括する代りに近代産業の中之の時代を第二次大戦を境にして二分する試みをしている。

第一期に発足した養殖水産物は、コイ・金魚・ノリ・カキであり、第二期には、サケ・マス・ウナギ・真珠が企業化され、第三期を代表するものは、真珠母貝・ハマチ・フグ・クルマエビ等であるが、これを本論の養殖漁村という点に絞ると、一村一地域あげてこれに従事するものとしては、第一期成立は、ノリ（東京湾）、カキ（広島湾）、第二期成立では、真珠（志摩半島）、ウナギ（浜名湖）、第三期成立では、真珠母貝・ハマチ（ともに西日本を中心に各地に事例が現れる）くらいしかない。

なお、戦後の漁業振興策として、養殖部門の取上げられ

方が華やかであるにもかかわらず、わが国の総漁獲量に対する養殖漁獲量の比率は、数量単位では、明治四三年（一九一〇）五・六％が、大正九年（一九二〇）三・三％、昭和五年（一九四〇）四・二％と、むしろいったん低下して、昭和三五年（一九六〇）漸く六・〇％に挽回したに過ぎず、このことは大正年間から戦前にかけて、漁撈漁業の飛躍的發展の中に養殖部門が陽の目を浴びなかつた事情を物語り、しかもその中で、一方では金額単位でその時期に大正八年（一九一九）二・二％から、昭和三年（一九二八）四・〇％と約二倍に伸びているのは、徐々に収益本位の養殖対象に向けられてゆく過程の一端を物語るといえよう。

第一期は遡れば古代・中世の愛玩觀賞用淡水魚の飼育に始まる。「日本書紀」の景行紀四年の条に「美濃、みその、くぐり（区玖利能弥那）。鯉魚を池に浮はなちて朝夕に臨視して戲遊あそびたまう」とあるのが、養魚に関する最古の史料と考えられる。宮廷や貴族社会では邸内に庭園を造営するに際し、必ず池を造つて魚を放ち、觀賞や釣遊に供したというから、一部の淡水魚、ことにコイのような飼育の容易なものが一

般化していたことは想像に難くない。平安朝末期の「今昔物語」には、河原左大臣、源融が陸前塩釜浦に擬した海水池を造つて、毎日難波から海水二十斛を汲入れたというから、海水魚は無理としても、觀賞用の藻類、貝類の飼育も試みられたのかも知れず、そうだとすれば九世紀末か一〇世紀初頭としては極めて異色のことである。

一方では、純粹に漁業の目的から、魚族保護の制度が布かれ、これがやがては仏教的な殺生禁断の思想に連ることとも興味深い^④。稚魚の捕獲制限と、蕃殖水域での漁法制限は、やがては養殖の初期の形態である蓄養へと進むことにもなるのであるが、天武紀四年には「諸国に詔して曰く、今より以后、諸の漁獲者を制め（中略）、亦た四月朔より以后九月卅日以前に、比満沙伎理の梁を置くこと莫れ」とて、稚魚（ここではアユ）の乱獲を制し禁漁期と禁漁法とを定めており、持統紀三年には「漁獵すること、撰津国武庫の海一千歩の内（中略）禁め断めて守護人を置きて、河内国大鳥郡の高脚の海に准う」とあり、いずれも七世紀のことであるが、八世紀に入ると聖武帝の仏教的禁断が強化される。しかし当然のことながら、それらは直接生産的な意味に重

点をおいた養殖業対策とは言い難く、一は上層社会の觀賞遊戯であり、他は仏教思想による禁忌禁断であつて、水産養殖業の萌芽と呼ぶには程遠い。ことに仏教思想が食習慣に制約を加えた結果、一時的には漁業そのものも、停滞乃至は退歩することにさえなつてゐる。

しかし藩政時代になると事情は一変する。食用としての水産物の比重が増大するのに伴つて、その商品価値が吟味され、交通・商業の発達を契機として、他地域に生産される水産生物を移植するということが考えられ、また飼養する水産生物の質的・量的向上を図ることによつて天然の生産と肩を並べ、あるいは他地方の同種の養殖業との競争に打ち克とうという努力が見られるに至る。封建諸侯の存在はこれらの意欲を昂めるのに誠に好都合であつたわけであり、政治的・経済的な裏付けを持つて、学者・技術者を動員した殖産興業の策が打ち樹てられるのである。ここで養殖は始めて事業化されて行き、養殖漁村の萌芽もこの時代に見出すことができる。

この初期には「移植」が重要な意味を持つ。養殖業そのものを地理学的に見る時、類似の環境の中に生物が「分布」

し、または他へ「移動」し「適応」とするといふ生物地理学的命題、人間の側でいふならば、技術の「伝播」という問題がここに端を発するのであるが、その詳論は他日に譲るとして、具体例のいくつかを年代順に並べて見よう。

	(年次)	(魚種)	(移植)	(備考)
天正一八年	(一五九〇)	源五郎ブナ	近江↓諏訪湖	藩主日根野氏
元和五年	(一六一九)	カキ	紀伊↓広島湾	藩主浅野長晟
明暦年間	(一六五五~五八)	白魚・ハヤ	大阪↓吉野川上流(土佐国内)	野中兼山
万治年間	(一六五八~六一)	ハヤ・マス	伊勢宮川↓同右	"
"		源五郎ブナ	琵琶湖↓神田川(土佐)	"
"		ハマグリ	江戸↓土佐湾	"
延宝年間	(一六七三~七八〇)	ノリ	江戸↓広島湾	"
貞享年間	(一六八四~八七)	ノリ	江戸浅草↓大森・品川	江戸浅草↓大森・品川
"		カキ	磐城松川浦	藩主柳沢吉重
享保九年	(一七二四)	金魚	甲斐↓大和郡山	藩主柳沢吉重
天明年間	(一七八一~八九)	コイ	↓大和	
寛政元年	(一七八九)	エビ	甲斐・駿河↓諏訪湖	宮坂伊三郎
文政四年	(一八二二)	ノリ	江戸↓上総大堀	

〃 ノリ 江戸↓遠江舞阪 那須田又七
安政年間 (一八五四～五九) ハマグリ ↓越中放生 前田中納言
津

なお年代は不詳であるが、ノリが紀伊和歌浦へ拡がり、コイが食用魚として米沢藩で養殖を奨励され、先の時代から飼育対象とされた觀賞用淡水魚も、文龜二年(一五〇二)金魚が明から泉州堺の商人の手によって輸入されたのを端緒として、ランチュウは元禄年間(一六八八～一七二六)に中国から、リューキンは安永年間(一七七二～八二)琉球から輸入されて、文化・文政以後は貴賤を問わず飼育が流行し、寛延元年(一七四八)には金魚の飼育についての書が出版されて、のちの淡水魚類飼育にも資するところが大大と考えられる^⑤。

この他に、移殖ではないが、天明年間(一七八一～八九)大村藩は大村湾内の真珠貝保護繁殖の法を定めて、漁具・漁法の制限と監視官の設置をしており、文政五年(一八二二)越後村上藩主内藤綜理はサケの増殖を図るため^{みづせ}三面川を分流してその支流を自然産卵場として一定期間サケおよびその稚魚を捕獲することを禁じたいわゆる「御止め川」の制を布いたのは、^⑥いずれも単なる禁漁の制度から一歩進

んで増殖への足がかりを作ったものとして特筆してよい。文久二年(一八六二)函館の人、山田文右衛門が日高国沙流郡海浜で海中に岩石や陶片を投入してコンブを付着繁殖させることを発案したのは、のちに藻類養殖への一般的応用となつて養殖業発展史の中で重要な意味を持つ^⑦。

第二期は明治維新に始まる明治政府の全面的な殖産事業が与つて力がある。従来各藩単位の局部的な奨励策とはその規模を異にするが、ことに次の三つの要因が大きな働きをする。その一は開国に伴なう外国の技術の導入であり、その二は生物学の発達とその実用化の動きであり、その三は極めて徐々にはあるが漁獲を安定化させようという合理化の促進が見られようとする兆しである。ことにわが国の産業革命期とされる日清・日露の戦役頃から、沿岸漁業が急激に分化し、一は遠洋出漁という形で漁業の企業化が行なわれて資本の集中へと進むことになり、他方では養殖・加工の両部門への積極的な試みがなされるようになった、という時代背景を見逃してはならない。明治初期の勸農局が外国技術導入に力を尽し、のちの農務局は漁業法を制定

して、漁業権、ことに区劃漁業権を安定させ、機構の末端部では各府県水産試験場が直接現場の問題と取組む姿勢を持ったことは、大正から昭和にかけて次々に新しい養殖技術の発案を生むに至った。カキが地蒔から築建、さらに簡易垂下法、筏式垂下法へと進み、ノリが粗朶筵から網筵、浮筵へと進んだのはこのような裏付けがある。

明治初期は政府の勸業政策の積極性が新しい時代を築きはじめた。まず特筆すべきものはサケ・マス的人工孵化と放流の実験的試みである。明治八年(一八七五)フライデルフィアの万国博覧会に派遣された勸業局技師関沢明清は、アメリカにおけるサケ・マス人工孵化放流の技術を学び取り、翌九年、茨城県那珂川においてサケの人工孵化放流試験を行なった。次いで一〇年、北海道渡島国七重試験場でマスの孵化放流も試みられ、荒川にサケ稚魚を放流、埼玉県北足立郡白子村と東京府西多摩郡柚木村に養魚場を設け、同年アメリカの水産委員からカリフォルニア州ジャスタ山麓産のニジマス卵一萬粒の寄贈を受けて柚木養魚場に移したのが外国種魚族をわが国に齎らした最初の例である。一年、滋賀県坂田郡醒井にて琵琶湖産ビワマスの人工孵化、

新潟県三面川のサケ孵化場設置、一二年、琵琶湖マスを野尻湖および木崎湖へ、一三年には芦ノ湖および中禅寺湖へ移植、この明治一三年(一八八〇)にはベルリンの万国漁業博覧会に生物学者の松原新之助を事務官として派遣し、ドイツの養殖技術を摂取して来ている。一四年、白子養魚場にサケ・マス・ニジマスの他に中国産のタナゴ・青魚を養殖しはじめている。明治二〇年と二二年には松原新之助の要請で再度アメリカからニジマス卵を輸入して中禅寺湖と猪苗代湖に放流、二一年には北海道胆振千歳村にサケ人工孵化場、二三年には根室国虹別村の西別川上流部にマス孵化場を設けた。三三年にはアメリカ水産会からカワマス卵が贈られたが輸送の失敗で全部を失い、翌三四年、改めてイギリス駐日大使マクドナルドがカワマス卵二万五千粒を日光の湯川に放流した。ベニマスの陸封型であるヒメマス(アイヌ語、カバチェツポ)は明治二七年、阿寒湖から支笏湖へ移植成功したが、和井内貞行は永年の苦心の末三九年これを十和田湖に移植することに成功して、湖沼養魚へ一つの大きな道標を樹立した。

この時期の養殖、ことに繁殖保護の漁場がそれ以前の各

藩の殖産興業の策の施された場所を踏襲している例が少くないのも、養殖史の中で注目すべきことである。三面川のサケ孵化場が村上藩の御止め川・種川の制に倣っているほか長崎県庁が明治一八年に出した真珠貝禁漁の令は大村藩の同様の制度の再現と見てよい。

政府の勸業に呼応する民間篤志家の研究も官設研究機関の研究者に劣らない功績を挙げはじめた。

さきに、慶応二年（一八六六）江戸の長州侯邸内でスッポン養殖の端緒を開いた服部倉次郎は、明治一二年、東京深川の千田新田で種ウナギを放養して養殖業を興し、三二年には浜名湖に養殖池を築いて成功し、従来農業不適で採藻業だけに依存していた湖岸五〇〇町歩の地を魚田と化するとともに、翌三三年にはスッポンの養魚池もここに設け、コイ・ボラ・ノリ・カキ等をも浜名湖岸で併養して養殖漁村の形成を見るに至った。

御木本幸吉の榮に帰せられている真珠養殖は、明治二六年（一八九三）東大教授著作佳吉の指導で半円真珠に成功、四〇年には西川藤吉・見瀬辰平が、大正四年には藤田昌世が真円真珠をそれぞれ独自の方法で完成している。いずれ

も特許として独占されていたが、のちその技法が公開されるに伴ない、志摩半島は真珠養殖地域として世界的な地位を確保することになった。

琵琶湖の小アユを適当な河川に放流すれば天然アユと同じように大きく成長する筈であるという説は、まず滋賀県水試が明治四二年（一九〇九）知内養魚場で試験に成功し、石川千代松は大正二年、これを多摩川上流の青梅付近に放流してみごとに大型アユに成長させ、爾来、河川漁業の一つとして琵琶湖周辺の漁家のアユ種苗配給と、これを放流する各河川の河川漁業という組合せの養殖漁業が新紀元を劃し、のちにダムや人造湖の建設にも影響を受けない内水面漁業として、マス類とともに大きな意味を持つに至る。

第一期発生の養殖魚種に関しても、この時期には技術の改良が加えられ、企業化が急速に進む。明治一二年頃、千葉県君津郡青堀村の平野武治郎は、千葉・神奈川で胞子を付着させた胞子簀を、大森・品川のノリ場に移すという方法を確立してノリ養殖に新機軸を生み出し、明治一四年、農務局が神奈川県金沢海岸で、カキ・ナマコ・アワビの蕃殖保護の研究指導に乗り出してからカキ養殖の技術研究も

刺戟されたが、大正一三年、宮城新昌・堀重蔵は金沢養蠶実習場で筏式垂下法に成功して、以後のカキ養殖普及に益すること大であった。ことにこの方法によって利用海面が飛躍的に拡大し、カキ養殖漁村にも変貌が見られるに至った。

以上のような各種養殖業の個々の発展と並行して養殖漁業に関する組織機構や制度法律が完備されたことも意義が大きい。先に明治一四年に農商務省水産課が発足して濫獲鰯漁の禁令が布かれ、一八年には水産課を水産局に昇格して、漁業・試業・庶務の三課を新設、一九年には漁業組合準則を公布して各海区に漁業組合を設立している。二四年には第一回の全国水産事項調査が実施され、その集計は二五年に報告されている。水産局は二三年にいったん廃止されたが三〇年に復活、漁撈・水産の二課となり、三四年にはいわゆる旧漁業法が公布され、四三年には明治漁業法として改正され、同時に漁業組合令も施行された。

さらに大正二年(一九一三)第一回全国水産養殖大会が開催されて、外国魚族の移殖、活魚運搬、魚苗の配給、および養魚餌料の供給等が討議研究されたのを始めとして、以後こ

の会議が養殖業に寄与することは極めて大きかった。越えて大正一四年に設けられた共同施設奨励補助金制度が農業振興対策に用いられて直接養殖事業を促進させ、翌一五年にはサケ・マス増殖奨励補助金制度の成立となって、醒井(滋賀県)・河口(山梨県)・富士(静岡県)・月山(山形県)等の養鱒場が整備され、サケ・マス類の稚魚放流事業が活潑に行なわれるようになり、サケ・マス以外の優良魚族移殖事業の促進にも資するところがあった。昭和七年にはアユ・ウナギの増殖奨励策も開始され、その他、ワカサギ・コイ等も含めて淡水養殖業の全国的普及を見たし、同じ昭和七年からは海面養殖業の増殖奨励も行なわれ、カキ・アワビ・ナマコ・コンブ・テングサ・フノリ等の種目が対象となり、海中における投石・築磯・魚礁設置等が普及した。昭和一二年には、アワビ・テングサ・フノリ・ワカメ・エビ・ウナギ・アユ・ハマグリ・アサリ・アカガイの一〇種類の水産物につき、未開発の適地開発のための増殖面造成・苗区設置・種苗放養・種苗採取等の施設に助成策が構想された。

しかし、これらのうち実用化・企業化されたものは多く

はなく、戦時体制下には食糧増産と各種原料確保という目的から一応水産資源の増殖への施策は考えられたが、現実にはむしろ奢侈品の禁止で真珠養殖業が一統制団体に糾合されたり、浜名湖の五五〇ヘクタールのウナギ養魚池が埋立てられて米・麦・甘藷の生産に振り替えられたりして、養殖漁業は停滞もしくは退歩し、養殖漁村も一時的にはその成立の基盤を失ったものも少くなかった。

第三期は戦後の経済事情の回復と歩調を共にする。戦後の第一の段階ではカキと真珠が輸出という目標に対して立上る。仙台湾の種ガキは大正一四年（一九二五）からアメリカ向け輸出が始まっていたが、昭和五年、一四、〇〇〇箱（一箱の種ガキは丸詰で一三、〇〇〇個以上、切詰で一八、〇〇〇個以上）、九年、六八、〇〇〇箱に達していた輸出が、戦争を境にして一時杜絶えてしまっていた。これが戦後の昭和二二年（一九四七）四六、五八九箱を出荷して以来、毎年四五万箱を輸出するようになり、漁村の経営形態は戦前以上に安定して来た。真珠は占領政策下の保護産業の地位を得て、昭和二六年（一九五一）真珠養殖事業法の公布により

補助金制度が施行されて積極的に支援され、関係漁村の真珠養殖專業化は極めて急速であった。昭和二九年の漁業セクタスにおいて養殖漁業を有する町村は、全国で約五〇〇町村に上るが、経営体数においても漁獲高においても、全漁業の八〇〜九〇％を浅海養殖で占めるといふ顕著な性格の漁村を数多く持っているのは仙台湾地区と志摩半島地区のほかは、ノリ養殖の千葉県東京湾岸、愛知県三河湾岸、三重県伊勢湾岸、熊本県有明海岸とカキ養殖の広島湾という旧来の産地である。

戦後の第二の段階ではむしろ養殖漁業に取って致命的な事が起り始める。これは工業の発達に伴なう沿岸地域の変貌である。具体的にはノリ養殖漁村にこの例が顕著になる。東京湾では六郷川・荒川・江戸川・隅田川の河口部分が旧来の最良のノリ場であったのだが、既に大正末年から工場汚水によるノリの腐敗が現れはじめた。これが都市廃水や塵埃の影響と、臨海工業地造成で直接間接に追立てを喰い、いったん大森・蒲田から木更津方面や金沢方面に移動した上で最後にはその漁場水面そのものを喪失して終止符を打つことになる。千葉県浦安地方では明治二九年（一

八九〇ノリ養殖者六七人、四三年(一九一〇)行徳塩田廃止に伴ないノリ養殖者は五三〇人と増加、戦後の昭和二九年(一九五四)に二、八七〇人にまで伸びたところでその場を失うことになるが、これは汀線から五キロ位までが一メートル以内の深さであるという、ノリ旗場としての適性と、造成用地としての適性を兼備していたことに因る。一方間接的には養殖業就業者がそのまま工場労働者として吸引されて行く経緯も見逃すことができない。三重県川越村をはじめとする木曾岬・四日市間の伊勢湾奥地方は、慶応三年(一八六七)平田重右衛門の創始になる歴史の古いクロノリ産地であったが、^④四日市工業地帯が形成されると、漁村はそのまま新規労働力供給源となり、ノリ養殖そのものは伊勢湾南部から志摩半島へと移って、ノリ漁場としては質的にも劣った地方で僅かにアオノリ生産が余命を保つにすぎないということになる。工業との関連ではないが他産業との競合という点では例えばカキ養殖が類似様式で収益の大きい真珠に移行する例も少くない。三重県の矢地区や矢口浦地区がその好例である。

しかし戦後の第三の段階として従来とは全く異った見地

から養殖業への新しい期待も生じて来る。即ち沿岸漁業の不振、漁獲高の不安定性から、翻って蓄養・増殖の可能性の検討が加えられることになる。例えばブリの養殖が香川県安戸池^{あんど}で成功してから、いわゆるハマチ養殖として瀬戸内海をはじめとして西日本各地に一般化したのは、昭和三年(一九五八)以降であり、クルマエビ・トラフグも試験的養殖から実用化への目算が開けたものである。その他、マダイ・カワハギ・ボラ・サザエ・アワビ・ワカメ等について水産指導の総力を挙げて実験が重ねられ、または進歩的指導者を持つ漁業協同組合や、青年研究者のグループが、その可能性について次々に技術的展開を企図している。養殖業が沿岸漁業の危機を救う唯一の方法であるという期待は、そのまま漁村の停滞を打破する救世主として、養殖漁村への変革を各地に具現している所以である。

二 養殖漁村の成立

「漁村とは何か?」の定義から筆を起すと論議は非常に長くなる。少くとも江戸時代には地方^{ちかた}の行政単位としての村と、浦方としての浦とが、貢租の面でも、権利の面でも、

極めて明確に農村・漁村の別を持っていた^⑩。沿岸にありながら漁業権を持たなかった農村が、他浦の支配に委せて自分の地先で漁業を行なおうという要求から、漁業権紛争が現れて来たのは、ある意味では自然のなりゆきであるが、ここに半農半漁の形が一般化して、かえって漁村の定義が不明確になりはじめたのである。青野寿郎^⑪は全生産額中における水産物生産額のパーセンテージと、全有職人口に対する水産業従業人口のパーセンテージとの平均値を水産指数として、その数値の七〇%以上のものを純漁村、五〇～七〇%を漁村、三〇～五〇%を漁業に重点を置く半農半漁村、一〇～三〇%を農業に重点を置く半農半漁村、一〇%未満のものを農村としているが、その上での漁撈漁村・養殖漁村・製造漁村には具体的な数量的表示をしていない。潮見秀隆^⑫は漁業権を保有する村という形で漁村を把えているので、その漁業権の種類から、専用漁業権の村、特別漁業権の村、定置漁業権の村、区割漁業権の村、と四つに分類している。養殖漁村はこのうちの区割漁業権に関連が深いし、ある意味では区割漁業権の村をそのまま養殖漁村と呼んでも良い。

しかし養殖漁村に関する限りは、まず漁村と分類して、次にその中の小分類として養殖漁村と細分する方法が必ずしも正しいとは言いがたい。飛躍した論法かも知れないが、先に養殖漁村と定義されて、従って漁村の中に包括される、という場合も非常に多いのであり、それは各地の実例の中に、養殖業を営むために漁業組合員になるという者が少なくないということとも符合するのである。具体的には、本来、農業地帯と考えられる浜名湖のウナギ養殖地帯や、工業地帯の一部である東京湾のノリ養殖地帯^⑬の例がそれで、そこでは養殖業経営体の比率が全水産経営体の中に占める比率こそ九〇%を超える高率であっても、数量的には漁村という範疇には入り得ないかも知れないのである。それは養殖業というものが水面を場としているという点で全水産業の一環をなしているにもかかわらず、企業としての性格においては、それ自体が直接、近代農業や工業と肩を並べているということによる。

なお、昭和三八年の第三次漁業センサスにおいては漁業地区類型分類として①から⑨までに分けており、浅海養殖漁村は④都市近郊のもの、⑤その他、という番号を附してい

るが、それは、漁業地区のうち五大都市・漁港・沿岸漁港(⑥から⑧まで)を除いたものを漁村(④から⑤まで)とし、そのうち浅海養殖の漁獲金額の高いものをこの分類に定義している。

景観的に養殖漁村を把握することはむしろ容易であろう。真珠筏があり、ノリ網筏があり、ハマチ小割がある海面は、一見してすぐ判別できるのであり、カキ殻が積まれ、餌料魚が運ばれる景観も見出しやすい。それによって可視的に養殖漁村を弁別するということは、第一の段階としては必要なことでさえある。しかも可視的に景観的に養殖漁村であろうと判定したものが、統計的に数量的に果してどのよう裏付けされるかということに問題がある。

この場合、むしろ、第一の段階、漁業の全産業に対する比率(それが人口構成比であろう生産額であろう)を飛び越えて、第二の段階、つまり養殖業の全漁業に対する比率を見た方が、養殖漁村の姿は顕著に現れる。すなわち、そこでは養殖部門以外の水産業の存在はさして意味を持たないこと、したがって仮に漁業の一〇〇%が養殖業であってもよいことに気付く。むしろそういう意味では、他の陸上産

業が何に指向していようと、海面に関する限りは養殖業が過半を制するという形が、いわゆる養殖漁村の実態である。それは有職人口比であり、世帯比であり、経営体比であるという違いがあるとしても、あえて、そのいずれか一つについて、養殖業に関するものが全水産業の中に五〇%以上を占めるものを養殖漁村と呼ぶことにしたい。そして次に、同様にして生産量や漁獲量という表現での、数量と金額の面でも、養殖業に関するものが全水産業の中に五〇%以上を占めるものを同じく養殖漁村の規準としたい。

区劃漁業権による養殖漁村の定義は明確である。区劃漁業権とは「水面を区劃して漁業を為すの権利」であり、その水面区劃の様式により、第一種区劃漁業権「一定の区域内に於いて、瓦・石・竹・木等を沈設し、又は筏を建設してなす養殖業」、第二種区劃漁業権「土・石・竹・木等の困障により限界せられたる一定の区域内に於いてなす養殖業」、第三種区劃漁業権「第二号の外一定の区域内に於いてなす養殖業」と分けられるものであり、行使されているもの全体の三分の二が第一種である。これらの権利は明治以前の漁村社会において認められた、個人持ち、または仲

間持ちがそのまま引継がれたもの（ノリ・カキの先進地に多い）と、組合優先という原則の下に、個人・会社・公共団体（市町村）という順に並ぶ新しい事業体（真珠・ハマチの養殖地に見られる）とがあり、区割漁業の免許件数でいえば、その分布は三重・広島・宮城・佐賀・長崎という各県、いかえれば、仙台湾・志摩半島・瀬戸内海・有明海・大村湾等に密集していることがわかり、養殖漁業そのものの分布を示している。

一例として広島湾のカキ養殖漁村について資料を繰ってみよう。^⑩ 前述の沿革史から見れば、第一期に属する時期に既に形成されていたと考えられる養殖漁村であるが、数量の現れたものについていえば、

(一)、安芸郡矢野村沿革（明治十九年愼行録）

此蠣場ハ起因ノ年月日及ビ発起者姓名ハ不詳ナレドモ、享保年頃ニ在テハ村内三、四名ノ者区画ヲ定ムルナク唯蠣ノ附キ易キ場所ヲ適撰シ筭ヲ設ケ採蠣シ来リシニ、以後天明年間ニ至リテハ区画ヲ定メ、遂ニ式拾五、六名ノ専有者トナリ、降テ享和年間ノ頃、浜場測量ニ間敷堅式町横九町ト改定セラレタリ、之ハ

旧芸藩御船手支配ニ属セシニヤ、其当時御船奉行植木小右衛門殿ヨリノ免許ヲ受ケシ事アリテ処断スル者四拾五名ト確定セラレタル由ナリ、前頭ノ慣例仕訓ヲ以テ爾来専業シ来リ、維新明治六年ニ於テ改メテ慣例事故ノ調べアリシニ差支ヲ以テ允許ヲ受ケ自今ニ専業セル營業者六拾名ナリ

とて、享保年間（一七一六〜一七三三）三、四名から、天明年間（一七八一〜一八九）二五、六名、享和年間（一八〇一〜一八〇三）四五名、明治六年（一八七三）六〇名と従事者数が増加し、それが免許を受けた公認のものであったことも明らかである。

(二)、佐伯郡草津村沿革（第二回水産博覧会出品養蠣事蹟書）

小林五郎左衛門（通称小西屋五郎八）延宝年間草津村ナル海面作函ノ地ヲ区画シテ小貝類ヲ貯エシガ、其周辺ノ竹枝ニ一種異様ノ貝類夥シク附着セルヲ発見シ、細心注意シテ成育ノ状況ヲ検査シ、並ニ始メテ人工養殖法考案シ、爾来専ラ牡蠣ノ繁殖ヲ図ルニ至レリ

(三)、同村（文政八年乙酉蠣生場免許書）

文政八年酉八月佐伯郡草津村波止場築調ノ際蠣仲間ノ歎願ニ依リ蠣生場免許ノ事、態申遣ス
其村新地波止場築調之砌、蠣師仲間ノ者共ヨリ蠣生場之儀ニ付

申出候趣ヲ以テ厚ク申談遣シ、波止築拵メ、生場三ヶ所ニテ三千八百六拾四坪明渡、並ニ水尾筋ヘ水刳迄相調遣シ候ニ付、入用銀下地積前トハ相増候処、其方共ヨリ願出候儀モ有之、依テ格別ヲ以テ壹株ニ付冥加銀三拾匁ツ、相納候様申付取立可能出候、勿論右等之儀ニ付心得違不仕様可申聞者也

文政八年酉八月

佐伯郡役所

草津村当分引受小作

次 兵 衛

三 右 衛 門

組 頭 共

下地積前トハ以前上納セシ額ト云フ意ナリ、元禄年中奉行林金右衛門支配ノ時草津村蠣浜運上銀ハ毎年壹貫目宛ニシテ、三次領主ヘ納メタリ

元禄十三年七月奉行林金右衛門ヨリ達シタル蠣仲間取締リ一ヶ条ニ先年相勤候仲間十六組、此度二組相添、都合十八組ニ相定ムトアリ

享保二十年五月年寄庄屋市右衛門ヨリ達シタル蠣仲間定法ノ一ヶ条ニ蠣株十八株ヲ定法トシテ沖合干潟一株分百間ノ割、此割合ヲ以テ蠣築建場所身入場所ニ対シ三百目宛翌年三月限り可差

出是迄多少増減モ有之候得共右三百目ニ定ムコトアリ

この両資料で草津のカキの沿革がわかるが、文中の蠣仲間というのは、元禄三年(一六九〇)草津の取寄役河面仁左衛門が三次藩主を通じて幕府から免許を受け、一株三人共同で一六株の蠣仲間を設け、大阪表への独占販売権を与えられたものである^⑩。のちに草津は二五軒株となり、一株は七反、夏上場^{あじ}と身入場^{みいり}と、大阪へ行くカキ船一隻を持っていたという^⑪。以下、資料にはこの草津村と、対岸仁保島淵崎との間に漁場紛争と販路紛争が絶えなかった経緯を語るものが多い。ここで大阪市場が舞台となつて広島湾沿岸の海田・坂・矢野や、淵崎・丹那・日宇那の浦々がカキの商業的生産を競うようになった次第が浮び上る。

もちろん、成立の新しい真珠養殖漁村や、現に養殖漁村と変貌しつつあるハマチ養殖漁村について、その成立を地理学的に追求すると、数多くの問題点に遭遇する。しかし、本論においては、そのような具体的地域研究に先行するものとして、一般論から説き進もうとしたものであるから、成立の古い一例にだけ触れて他を割愛した。

三 養殖漁村への変貌

養殖漁業がある地域に受容されるのは、その収益の安定性が在来産業（必ずしも水産業部門の中とは限らない）を凌ぐということと地域の住民が納得した時に限るといってよい。それは概して着業にかなりの設備投資を必要とするし、当初は危険度も決して低くないので、養殖業への転身は容易ではない。しかし一方では経営形態そのものが近代産業様式の中で育つものであるが故に、計画生産と計画出荷、罐詰その他の加工部門との結合、技術設備の科学的研究とその採用、という、在来漁業には見られない新しい意識が内在するため、いったん踏切れば爆発的・飛躍的に地域に浸透し、地域を変革させる原動力となっている。

それならば、どういう地域に養殖漁業が入るか、あるいはどういふ地域が養殖漁村として生れ変わるかという点、当然ながら次の三種類が挙げられる。

(一) 従来、何らかの沿岸漁業の行われたところで養殖漁業に着業する場合

(二) 従来、沿岸漁業以外の水産業の卓越していたところ

で養殖漁業に着業する場合

(三) 従来、水産業の全然なかったところで養殖漁業に着業する場合

そして、養殖漁業が定着した上で改めて

(四) さらに他の養殖漁業が加わって競合または共存する場合
というのを加えてもよい。

沿岸漁業の行なわれたところに養殖業が入る例は最も普遍的であろう。これらは当然のことながら沿岸漁村というものもが地先水面を作業の場としており、その水域の自然条件を熟知しているし、またその水域から最高度の生産性を得たいと願望しているからである。近接の他村、類似条件の他村で、ある種の養殖業が成功しかなりの利潤を揚げているとわかると、すぐにその模倣が起る。それがその地に取って適当であるか、さらには先進他村を凌駕してまで有利に展開するか、ということには問題がある。むしろ条件の吟味不十分のまま模倣をして失敗をする例もある。しかし沿岸漁業の継続的な不振は、いくつかの沿岸漁村をやむ

なく何らかの養殖業へ駆り立てている趨勢も見逃してはならない。水産行政指導機関や研究機関が、挙げて「つくる漁業」へ力を注いでいるのもその傾向の一つの現れである。

なお、単に沿岸漁村が養殖漁村に変わってゆく、という見方に留まらず、どのような沿岸漁村がそれになるかというところに注目すると、一は採貝藻地域、例えば潜水漁業の盛んなところと、他は蓄養技術を持つ例えばカツオ餌イワン供給地といったところに多いことがわかる。また活魚運搬業者や種苗餌料取次の任に当る者が養殖業の担当者になる、という例が多く、^⑭その点では沿岸漁村における商業者も真珠屋さんハマチ屋さんという新しい職種の漁業者に成っている。

沿岸漁業以外の水産業地域に養殖業が入る例はずっと少くなる。それが遠洋漁村であれば、せいぜい老人や婦女に養殖を担当させて主力である壮年男子は外を向いている。

それが製造漁村であっても、やはり養殖部門へは、実質的には潜在失業労働力とでもいうべき者を向けるに留まる。いずれも他の水産業の方が、少くともこれ迄は安定度が高

かったということであろう。統計上では三重県和具地区と浜島地区に真珠養殖が多く、それぞれ遠洋漁業と共存しているように見える。しかし実質的には間崎島という真珠多額納税者の多い島が行政上和具に属し、御木本養殖場の置かれた大崎島が浜島町にあるというそれだけの理由であつて、漁船乗組員と養殖業従業員とはお互いに本来別の層の人間である。^⑮

なお瀬戸内海の廃止塩田がハマチやクルマエビの養殖に使われるというのはこの分野の例として良いかも知れない。

第三の水産業のなかった地域となると、地域の意識が海に向つていなかっただけに、さらに例が得難い。しかし、

渥美湾奥の牟呂吉田付近では、水田率九五%、反当収量一五石、一戸当耕地面積一・五町歩という近世干拓新田を持った純農村であるにもかかわらず、浜名湖からウナギ養殖が伝わり、干拓地内に養魚地を設け、六五戸の専業養殖業者が一二五町歩の水面を使用し、養殖業経営件数では全水産業に対する比率が九二%を超えるという新しい養殖漁村が形成される。また琵琶湖畔守山町小浜地区では、農家

第1表 三陸地方の養殖漁家の変遷

第2次センサス						第3次センサス					
	A	B	C	D	E		A	B	C	D	E
津軽石	147	145	95	50	-	津軽石	123	121	43	78	-
大船渡	889	373	271	102	-	大船渡	423	304	251	30	23
小友	156	111	-	111	-	高田	451	174	78	79	17
米崎	107	98	-	98	-	大島	332	274	4	270	-
高田	14	13	-	13	-	大島	432	294	129	165	-
大島	389	267	104	163	-	気仙沼	350	285	234	51	-
気仙沼	624	520	321	199	-	松岩・階上	674	653	101	552	-
階上	391	356	100	256	-	志津川	312	190	15	175	-
志津川	467	218	28	190	-	戸倉	300	167	14	153	-
戸倉	362	123	18	105	-	大川	117	84	72	12	-
大川	105	84	84	-	-	女川	480	259	168	27	64
大女川	664	171	168	3	-	石巻	297	252	250	-	2
荻浜	347	141	141	-	-	渡波	328	250	55	195	-
渡波	252	183	153	30	-	稲井	48	46	-	46	-
稲井	42	41	27	14	-	石巻	153	92	2	90	-
石巻	132	66	1	65	-	矢本	92	86	3	83	-
矢本	118	92	-	92	-	鳴瀬	299	246	41	205	-
矢宮	186	12	10	2	-	松島	313	291	75	216	-
野蒜	92	26	25	1	-	利府	54	54	-	54	-
松島	315	199	199	-	-	塩釜	279	221	-	221	-
利府	53	45	42	3	-	浦戸	303	300	2	298	-
塩釜	490	429	322	107	-	多賀城	10	10	-	10	-
多賀城	11	7	7	-	-	七ヶ浜	417	416	-	416	-
七ヶ浜	515	247	49	198	-	七ヶ浜表	303	234	-	234	-
荒濱	67	22	14	8	-	荒濱	142	90	5	85	-
逢限	27	5	5	-	-	松川浦	266	260	4	256	-
吉田	59	42	22	20	-						
飯豊	169	144	20	124							

A 経営体総数 B 浅海養殖総数 C カキ養殖 D ノリ養殖 E その他養殖
 (この表中では全部ワカメ養殖)

気仙沼・階上(第2次センサス)と気仙沼・松岩・階上(第3次センサス)の区分は一致しないが両地区(又は3地区)を合わせるとほぼ対照することができる。

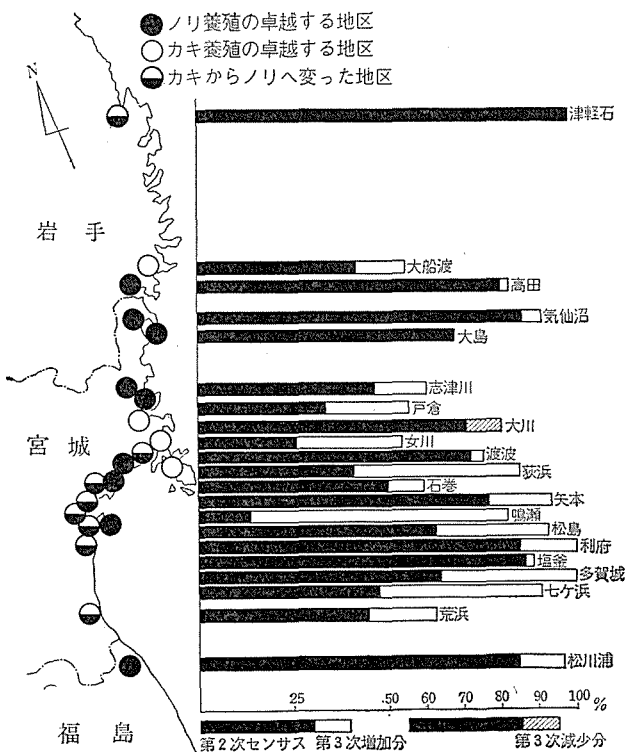
七六戸、農地八三町歩に対し、淡水真珠養殖の会社一と養殖池七〇町歩があり、急速な発展で琵琶湖真珠の声価を上げている。老岐島の真珠養殖業の場合も特徴的な事例である。松浦藩の時代からの農漁分離の政策が徹底していたため、半城湾に面する部分には漁村が成立していなかった。せいぜい、明治以降に沼津地区に片手間の兼業漁家が数えられはじめただけの、いわば空白にも近い状態の水面を、昭和三〇年以降外来の真珠業者が利用し出したという姿である。

第四の問題、ある養殖漁業の存在するところへ、他の養殖漁業が加わって競合または共存する場合については、日本各地に次々にその例が出

現して来ている、いまそれを枚挙するに暇がない。養殖漁業そのものが、農業と同じような細かい管理を必要とし、それも商品作物の栽培のような企業の計画性を持つものであるから、当然の帰結として、集約化・立体化が考えられ

くからの真珠とを併せ受容している英虞湾から五ヶ所湾の地方の漁村は、ことごとくその例である。

このようにして、養殖漁村として形を成したものが、さ



第1図 三陸地方の養殖漁家率の変遷

る。例えばある種の養殖業に夏場の労働力が宛てられると、その裏作として冬場の養殖業ができないかと考え、上層水面を利用する養殖業に対しては中層以深の部分が利用できないかと試みる。多くの場合、どうせ水面に緻密な注意力を注ぐのであるから、あとはその応用で他の養殖を付加することはさして困難でない。前述の広島湾のカキがそれ以前のノリ養殖やアサリの蓄養の副産物として着目された例、浜名湖のノリ・カキ養殖の先行していたところにウナギが加わりスッポンが加わった経緯がそれであり、新しいところでは、真珠母貝とハマチを併養している宇和海から宿毛湾にかけての地方や、伊勢湾を追われたノリと古

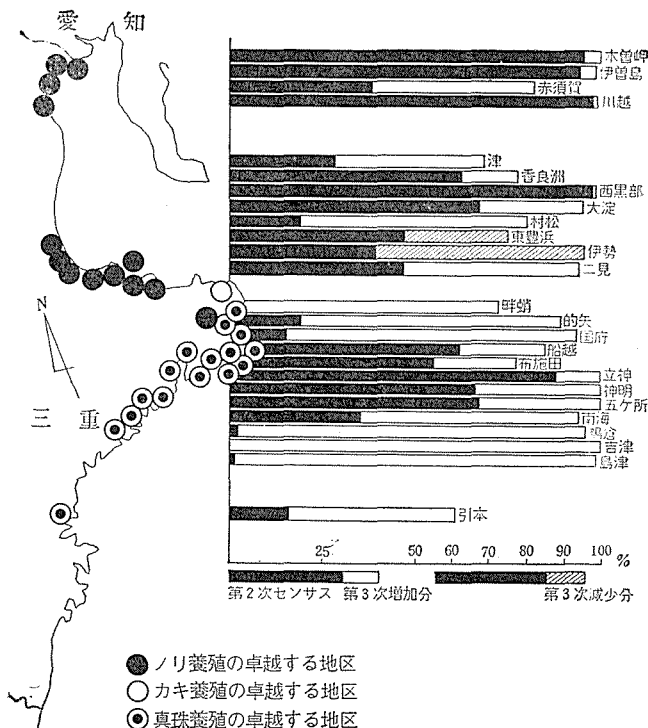
第2表 三重県の養殖漁家の変遷

第2次センサス						第3次センサス					
	A	B	C	D	E		A	B	C	D	E
木曾岬	191	180	-	180	-	木曾岬	192	192	-	192	-
伊曾島	253	237	-	237	-	伊曾島	273	270	-	270	-
桑名	239	91	-	91	-	赤須賀	224	183	-	183	-
城南	209	205	-	205	-	城南	227	226	-	226	-
川越	266	263	-	263	-	川越	214	212	-	212	-
津	86	24	-	24	-	津	45	42	-	42	-
香良洲	130	80	-	80	-	雲出	149	105	-	105	-
天白	103	103	-	103	-	香良洲	352	273	-	273	-
西黒部	185	182	-	182	-	天白	203	203	-	203	-
東黒部	14	14	-	14	-	狐師	608	411	-	411	-
下御	36	36	-	36	-	西黒部	276	275	-	275	-
大北	19	1	-	1	-	大淀	277	264	-	264	-
北豊	176	33	-	32	※1	村松	479	379	-	379	-
宇治山田	222	166	-	166	-	東豊	471	219	-	219	-
二見	154	72	-	72	-	大湊	339	139	-	139	-
鏡浦	263	13	9	1	3	伊勢	50	16	-	-	16
長岡	308	3	1	-	2	今一色	119	116	-	116	-
磯部	107	20	-	-	20	江	95	86	-	86	-
磯国府	26	1	1	-	-	浦村	129	73	55	14	4
越前	41	6	-	-	6	畔嶋	57	41	-	-	41
船越	110	68	-	-	68	的矢	134	116	-	27	89
片田	151	94	-	-	94	飯浜	185	180	-	170	10
布施田	260	143	-	-	143	国府	122	114	-	47	67
和具	249	96	-	-	96	越前	165	141	-	-	141
越賀	78	30	-	-	30	片田	217	142	-	-	142
立神	102	90	7	-	83	布施田	279	215	-	-	215
神明	131	87	3	-	76	和具	327	181	-	-	181
神方	35	21	-	-	21	越賀	136	77	-	-	77
浜島	348	36	-	-	25	立神	149	149	-	-	149
宿田	156	1	-	-	1	神明	164	164	-	-	164
五ヶ所	239	161	-	5	156	神方	61	60	-	-	60
南海	413	146	-	-	※23 123	浜島	378	116	-	-	116
中島	168	2	-	-	2	迫子	145	145	-	-	145
鵜倉	222	4	-	-	4	宿浦	240	228	-	-	228
吉津	89	0	-	-	-	五ヶ所	472	472	-	1	471
島津	182	1	-	-	1	間	415	412	-	2	410
引本	186	30	23	-	7	磯浦	206	206	-	-	206
相賀	36	20	20	-	-	相賀	178	137	-	-	137
						阿曾	382	377	-	-	377
						鵜浦	269	255	-	-	255
						奈屋	142	142	-	-	142
						奈神	230	230	-	1	229
						方座	138	135	-	-	135
						古和	236	235	-	-	235
						引本	303	185	6	-	177 ※2

A 経営体総数 B 浅海養殖総数 C カキ養殖 D ノリ養殖 E 真珠養殖
 (真珠・真珠母貝を含む) なおE欄中※印はその他養殖

らに他の産業との経済的関係の比較の中に、盛衰のいろいろな状態を示す状況も、注目すべき多くの課題を含んでいるのであるが、本論ではあえて一般論の類型的概説に止めて、具体的な事例研究については、稿を改めることにする。

地区を数えるに至る。養殖漁家率五〇%以上のもを養殖漁村とすれば、この地方では一七市町村から二五地区(但し第三次センサスでは漁業地区として統計を扱かっている)で正確な比較にならない)に変わる。しかし三陸地方の養殖漁村の



第2図 三重県の養殖漁家率の変遷

ただ、第二次漁業センサス(昭和二九年一月一日調査)と第三次漁業センサス(昭和三八年一月一日調査)との約一〇年間で、養殖漁村の形成・変貌に顕著な変化の見られる三陸地方と三重県の例について、統計処理から幾つかの問題点を指摘してみよう。

漁業経営体総数に対する浅海養殖漁家数を仮に養殖漁家率と呼ぶことにする。第二次センサスでこれが九〇%以上を示す市町村は全国で六一に達するが、いわゆる三陸地方、すなわち太平洋北区の岩手・宮城・福島三県では津軽石(九八・五)、米崎(九一・八)、階上(九一・〇)、稲井(九七・七)の四村である。これが第三次センサスになると多賀城・利府の一〇〇%をはじめ一〇

変化はこれらの総計の比較に留まっては特徴を把握できない。本来、カキ・ノリの併養地帯であるこの海域では、カキ養殖の停滞乃至は減少と、ノリ養殖の激増とが養殖漁家の盛衰と関連を持って現れる。全域中、唯一の養殖漁家率減少は宮城県大川であるが、養殖漁家の実数は共に八四で変化がない。結局、養殖以外の漁家がやや増加して相対的に比率の低下となったのだがその八四の養殖漁家も、全戸カキ養殖だったものがカキ七二、ノリ一二と分化している。カキ・ノリの比重が逆転したものが、津軽石・渡波^{わたのば}・稲井・鳴瀬・松島・利府・塩釜・多賀城・荒浜で、そのうち多賀城は絶対数が少いが全戸カキ養殖だったものが全戸ノリ養殖となったものであり、松島は全戸カキだったものが重点をノリへ、利府はカキに重点があつたものが全戸ノリへと移っている。カキ專業の形態を保っているのは牡鹿半島に近い部分であり、仙台湾奥はノリへの転換が顕著である。ノリへの転換が困難な外洋側には女川六四をはじめ、赤崎・大船渡・萩浜等にワカメ養殖が現れるのも養殖漁村の一般公式に合っている。

三重県は伊勢湾奥・伊勢湾西部・志摩半島・紀州地方

で養殖の類型が模式的に移り変るところである。第三次センサスまでの段階では四日市石油コンビナートの影響が計画には現れておらず、むしろ、この一〇年間で県南部の真珠養殖の伸びが目立つ。第二表では省略したが真珠養殖を更に真珠と真珠母貝に分けると、浜島以南はいずれも真珠母貝の養殖が卓越する海域であり、ここに新しい養殖漁村(第二次センサスで養殖漁家率五〇%以下だったもの)の成立が目立っている。旧来の真珠養殖漁村でも、立神・神明・五ヶ所では養殖漁家率が一〇〇%になっており、立神・神明の^{カキ}の消滅、五ヶ所のノリの減少を伴っている点で注目すべく、これはノリ養殖漁村の本曾岬・天白が一〇〇%になったことと共に、養殖漁村の專業化の傾向を証明するものである。ノリ地帯のうち、東豊浜・伊勢が養殖漁家率の低下を来しているのは、統計処理上に問題があり、必ずしも養殖漁業の停滞を意味しているものではない。漸移地帯に当る浦村はカキ養殖がノリ・真珠を圧している唯一の例であり、かつてのカキ養殖地、引本・相賀が真珠母貝に転じたのと対照的であり、同じく漸移地帯に当る的矢・飯浜・国府に南から真珠、北からノリが入って共存してい

るのも面白い。

論中しばしば述べたように、具体的な調査事例を敢えて避けたため、却って論旨の明確さを欠いた点があるのは致し方がない。養殖漁村の成立を事例研究するならば、²²⁾そこでは何故生産の主眼を海に向けねばならなかったか、何故その海で特別な漁場管理を必要とする養殖業に意を用いねばならなかったか、という根本的な疑問から出発して、その歴史の基盤と社会的・経済的背景を分析するという地誌学の方法を着実に踏んで行かねばならないということを経験としておきたい。

- ① 青野寿郎「漁村」『新地理学講座第五卷』人口集落地理、昭和二九年、所収、一一〇頁
- ② 羽原又吉『日本漁業経済史』上巻(昭和三二年)
- ③ 拙稿「水産養殖業の地理学」『人文地理』一六卷一号、昭和三八年
- ④ 羽原又吉『日本古代漁業経済史』(昭和二十四年)
- ⑤ 稲葉伝三郎「淡水増殖学」『水産学全集』一、昭和三十六年、三頁
- ⑥ 種川の法ともいう。伊豆川浅吉「越後三面川鮭漁業の史的考察」『淡沢漁業史研究報告』第一輯、昭和十六年。片山房吉『大日本水産史』(昭和十二年)、四三頁
- ⑦ 清光照夫『漁業の歴史』(日本歴史新書、昭和三二年)、一六七頁
- ⑧ 田村正「浅海増殖学」『水産学全集』二、昭和三五年、二〇〇頁
- ⑨ 拙稿「日本の水産業」『産業地理学の諸問題』上、昭和三八年、所収、二二七頁
- ⑩ 拙稿「変貌する水産養殖業地域——的矢湾のカキについて——」『人文地理』九卷一号、昭和三二年
- ⑪ 喜多村俊夫「様々な生活様式の村」『人文地理ゼミナル』村落社会地理、昭和三年、所収、一四八頁
- ⑫ 青野寿郎『漁村水産地理学研究』第一集(昭和二八年)
- ⑬ 潮見秀隆『漁村の構造』(昭和二九年)、四二頁
- ⑭ 鈴木三郎『浜名湖漁業及漁業権の研究』(昭和三二年)、六頁、
- ⑮ 大和裕子「東京湾における浅草ノリの養殖」『現代地理講座』五、海洋と陸水の地理、昭和三年、所収、一五二頁
- ⑯ 水産庁「広島牡蠣養殖場ニ関スル取調書」『浅海増殖資料』第三輯、一
- ⑰ 國富毅「広島のかき」『経済評論』七卷二二号、昭和三三年
- ⑱ 河岡武春『瀬戸内海漁業民俗ノート』一(日本常民文化研究所ノト、三〇、昭和三年)
- ⑲ 拙稿「養殖漁業の地域差について」『西日本漁業経済論集』第六巻、昭和四〇年
- ⑳ 拙稿「地理的に見た水産養殖業地域——英虞湾の真珠について——」『人文地理』七卷二号、昭和三〇年
- ㉑ 拙稿「老岐真珠養殖業の地域的性格」『漁業経済研究』一四卷三号、昭和四一年
- ㉒ 近藤康男・八木正昭『浅海増殖業の地域性——漁業権センサス・漁業協同組合調査・漁業センサスによるドット・マップ——』(昭和二八年)、拙稿「四国西南部養殖漁村」類型区分による経済地誌の試み——『経済地理学年報』一二卷二号、昭和四一年

(関西学院大学助教授)

The Change of Confucianism and People

—about *Heihachirô Ôshio* 大塩平八郎—

by

Kimiko Miyagi

Heihachirô Ôshio 大塩平八郎 in this article has been well-known by the “Oshio’s Rebellion” in the 8th of *Tempo* 天保. There has been his evaluation that in Osaka 大阪 a Shogunate official with the commons criticised the feudal system and swayed it fundamentally, but his thought has ever been left uncertain.

This article tries to grasp *Oshio’s* whole idea; we are to explain why he, one of the feudal rulers and a scholar of the *Wang Yang-ming* 陽明 school with the Confucan thought which was changed into idealism, criticised the feudal system, and at once refer to the way of the commons and their idea in the process of modernization, at the end of the Shogunate period.

Establishment of Culture-fishing Villages and their Geographical Background

by

Jôji Ôshima

The appearance of culture-fishing villages in the Japanese fishing villages may be traced back to the middle period of the *Tokugawa* 徳川 shogunate. It is due to the speciality in this field that the history of establishment of culture-fishing villages slips out by a scene in time with the history of development of raising fishery proper.

This article, after treating the history of development of raising fishery as a premise, explains the oyster farming region in the *Hiroshima* 広島 bay as an example of early established culture-fishing villages. On the next step, we have to recognize the importance of this type of fishing not simply because it is one aspect of fishery production but cause of its competitive position among other primary and secondary industries. We try to analyse the transforming process of culture-

fishing villages for about ten years from the second fishery census (1954) to the third fishery census (1963), following the examples of the *Mie* 三重 prefecture and the *Sanriku* 三陸 district, through the statistical disposal of its trend of specialization and industrialization.

Development of Rule by the *Môri* 毛利 Clan and
the Construction of the Retainers Group
at the End of *Tenshō* 天正

by

Tsuneaki Toshioka

This article explains the realities of the developing process of the *Môri* 毛利 clan's rule and the construction and application of the retainers' group, through the analysis of "*Hakkakohu-onjidai-bugencho*" 八箇国御時代分限帳. Direction of establishment of *daimyō* 大名 (feudal lord) lordship was certainly for the unification of the territory, excluding the various mediaeval powers in the territory; to explain this fact, it should be examined that the form of upper vassals' feud with strong residentiary changed from *Ando* 安堵 feud to *Ategai* 宛行 feud, from the dispersive *Irikumi* 入組 government by new *Onkyuchi* 恩給知 to transitional negation of its privilege. In this transition the residentiary of the former lords was denied and *daimyō's* 大名 lordship penetrated into the whole territory; and the trend of the *Mori's* 毛利 unification proceeded to *Aki* 安芸-*Bingo* 備後, *Suō* 周防-*Nagato* 長門, *Iwami* 石見-*Izumo* 出雲, *Okii* 隠岐, *Hōki* 伯耆, and *Bicchū* 備中. As a result of *Sōkoku-kenchi* 惣国検地 which was enforced over the whole territory after *Tensho* 16, eight countries with 1,120,000 *koku* 石 of the clan were authorized by the *Toyotomi* 豊臣 and at last the boundary of its territory was established.